

○国土交通省告示第七百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年六月二十九日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥、字岡、字藪田及び字石田端並びに瀬戸町大字地頭分字虎、字コウゲ畑、字瀬戸、字生草、字大景、字大井手、字別所、字溝淵、字折木、字松山、字坂之森山、字坂之森、字津ノ尾及び字津尾西谷並びに瀬戸町大字山北字坊谷、字今屋、字宮ノ峠及び字赤羽並びに赤坂町大字赤坂字池之内及び字重信並びに赤坂町大字早戸字分郷寺、字松笠及び字太夫崎地内
- 2 使用の部分 広島県福山市瀬戸町大字長和字石田端並びに瀬戸町大字地頭分字虎、字コウゲ畑、字生草、字大景、字大井手、字別所、字溝淵、字折木、字松山、字津ノ尾及び字津尾西谷並びに瀬戸町大字山北字坊谷、字今屋、字宮ノ峠及び字赤羽並びに赤坂町大字赤坂字池之内及び字重信並びに赤坂町大字早戸字分郷寺、字松笠及び字太夫崎地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道2号改築工事（福山道路）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事」（以下「本件事業」という。）は、広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内までの延長3.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道2号改築工事（福山道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であ

り、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される特別高压送電線の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うこととされているものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である国土交通大臣は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市を起点とし、福岡県北九州市に至る延長約671kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する福山市は、港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する重要港湾に指定され、中国地方第3位の取扱貨物量を誇る福山港を擁し、福山港に輸入されたコンテナの約3割は、本路線等を利用して福山市以西へ輸送されていることから、本路線は物流において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、福山市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、福山市西桜町2丁目地内で49,660台／日であり、混雑度は1.49となっている。

本件事業の完成により、広島県が施行する福山沼隈道路や市道野上16号線、県道福山鞆線等を介して現道に接続することとなり、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、災害時の緊急輸送路としての機能も有

するものと認められる。加えて、本体事業は、岡山県倉敷市と福山市を結ぶ延長約55kmの地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を担うこととなる。

したがって、関連事業を含めた本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成12年12月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた限度等を満足すると評価されており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成31年2月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた限度等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、セトウチサンショウウオ及びキアシハナダカバチモドキ、準絶滅危惧として掲載されているマルケシゲンゴロウ属、コウベツブゲンゴロウ、スジヒラタガムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイシモチソウがそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、コウベツブゲンゴロウ等については、道路照明に誘引されるなどの間接的な影響が生じる可能性があることから、誘引効果の低いLED照明やナトリウムランプ等の光源を採用すること、又は遮光板等の漏れ光を低減する器具を採用することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2か所存在するが、このうち1か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても福山市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成13年3月29日に都市計画決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福山市長を会長とする福山道路整備促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県福山市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥、字岡、字藪田及び字石田端並びに瀬戸町大字地頭分字虎、字コウゲ畑、字瀬戸、字生草、字大景、字大井手、字別所、字溝淵、字折木及び字松山並びに瀬戸町大字山北字坊谷、字今屋、字宮ノ峠及び字赤羽並びに赤坂町大字赤坂字池之内及び字重信並びに赤坂町大字早戸字分郷寺、字松笠及び字太夫崎地内